

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日 2012年10月31日

(社) 日本フランチャイズチェーン協会 正会員



株式会社アクロス

フランチャイズ契約のご案内

株式会社アクロス

〒564-0053

住所：大阪府吹田市江の木町 17 番 1 号

所属部門：営業部

氏 名：豊浦 淳

TEL (06) 6339-8400

FAX (06) 6339-5678

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法（以下「小振法」という）及び中小小売商業振興法規則（以下「施行規則」という）並びにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について（以下フランチャイズガイドラインという）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさん
の資料をお読みいただき、第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判
断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと
等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約について
の注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人日本フランチャイズ
チェーン協会へお問い合わせください。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目 6 番 2 号

TEL (03) 5777-8701

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提
出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料につ
いては、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要
です。

「コミックバスター」への加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は「コミックバスター」の名のもとに複合カフェのフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、コミック・インターネットカフェ業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、コミックバスターチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からコミックバスターとは異なる独自の経営手法を重視され、コミックバスターのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、コミックバスターへの加盟をお勧めできません。

当社のコミックバスターチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがコミックバスター店舗の経営成功の鍵なのです。

コミックバスター店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目 次			
項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
コミックバスターへの加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 (株)アクロスとコミックバスターシステムについて	5		
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要	6	規則第10条第2号	
社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	7	〃 第10条第5号 〃 第10条第1号 〃 第10条第3号	
3. 会社組織図	8		
4. 役員一覧	9	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	別添	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	10	規則第10条6号, 11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項			
・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数	11	規則第11条第6号ロ	
・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数		〃 第11条第6号ハ	
・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数		〃 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	11	〃 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等	12		
2. 売上・収益予測についての説明	12		2-(2)- 4, 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項			
① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	12	法11条1号, 規則11条1号イ～ホ	2-(2)-7③
4. オープンアカウント等の送金	13	規則第10条13号	3-(1)-イ②
5. オープンアカウント等の与信利率	13	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項			
① 加盟者に販売又はあわせる商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決済方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	13 14	法11条2号, 規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
7. 経営の指導に関する事項	15	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-ア②
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	15	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項			
① 契約期間、② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	16	法11条5号, 規則11条5号イ～ニ	2-(2)7⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ④
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項			
① 金銭の額又は算定方法、 ② その他徴収する金銭があれば記入	17	規則10条12号, 11条7号イ～ニ	2-(2)-7④
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	17	〃 第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	17	〃 第10条第9号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	17	〃 第10条第10号	3-(1)-7

項 目	頁 数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
14. 守秘義務の有無	18	" 第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	18	" 第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する 事項など	18	" 第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	18		2-(2)-7⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	19 20		

第 I 部 株式会社アクロスとコミックバスターシステムについて

1. わが社の経営理念

株式会社アクロスの経営理念

会社にかかわるすべての人々の幸福を追求し、
安心安全で快適な時間と空間を提供することにより、
社会に一灯を燈します。

会社にかかわる人々とは

- ①従業員とその家族
- ②パートナー（加盟店）
- ③取引先
- ④顧客
- ⑤地域社会
- ⑥株主

株式会社アクロスの社訓

誠（自他共存）
人を敬い、仕事を敬い、社会を敬う

2. 本部の概要

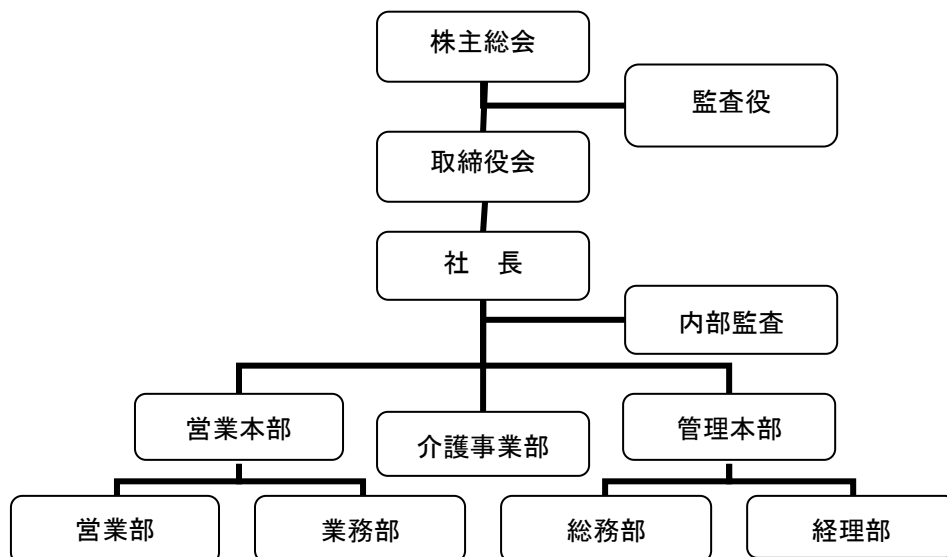
2012年10月31日現在

- (1) 社名 株式会社アクロス
- (2) 所在地 〒564-0053
住所 大阪府吹田市江の木町17番1号
TEL (06) 6339-8400
FAX (06) 6339-5678
URL <http://www.v-buster.co.jp>
- (3) 資本金 1億8,000万円
- (4) 設立 1995年6月
- (5) 事業内容 複合カフェ(インターネット&コミック喫茶)
「コミックバスター」FC本部
- (6) 他にしている事業の種類 デイサービス「樹楽」FC本部
- (7) 事業の開始 1998年12月
- (8) 主要株主 原田健一、株式会社ジャフコ、株式会社ワールド・アイ・ナビゲーション、アイザワ・インベストメント株式会社、オリックス・キャピタル株式会社、SMBCベンチャーキャピタル株式会社、安田企業投資株式会社、オリックス株式会社
- (9) 主要取引銀行 三井住友銀行、りそな銀行
- (10) 従業員数 50名(パート・アルバイトを含まず)
- (11) 本部の子会社の名称及び事業の種類等 なし
- (12) 所属団体 日本複合カフェ協会
一般社団法人日本フライチャンズチェーン協会正会員
社団法人日本経営士会
株式会社船井総合研究所
株式会社エス・ピー・ネットワーク

【沿革】	
平成 7 年 6 月	株式会社京阪奈の子会社として株式会社アクロス京阪奈（資本金 1,000 万円）を設立、レンタルビデオ店のフランチャイズ事業を開始
平成 10 年 12 月	コミックバスターのフランチャイズ事業を開始
平成 10 年 12 月	京都府久世郡にて、マンガ喫茶として、コミックバスター F C 1 号店オープン
平成 12 年 5 月	大阪市都島区にて、初の複合カフェ店舗として、コミックバスター F C 4 号店オープン
平成 15 年 1 月	本社を大阪府吹田市に移転
平成 16 年 6 月	コミックバスター事業に特化
平成 16 年 7 月	三重県三重郡にて、F C 50 店舗目オープン
平成 16 年 8 月	株式会社アクロスに商号を変更
平成 16 年 11 月	和歌山市の F C 店コミックバスター YOU×3 を直営店化（直営 1 号店）
平成 16 年 12 月	日本複合カフェ協会に加盟
平成 17 年 3 月	増資 資本金 3,000 万円
平成 17 年 9 月	増資 資本金 1 億 3,000 万円
平成 18 年 3 月	東京都町田市にて、F C 100 店舗目オープン
平成 18 年 9 月	増資 資本金 1 億 8,000 万円
平成 18 年 9 月	社団法人日本フランチャイズチェーン協会に正会員として加盟
平成 19 年 6 月	動画投稿サイト「バスター TV」開始
平成 21 年 6 月	介護事業部始動
平成 21 年 9 月	大阪府寝屋川市にて、デイサービス樹楽直営 1 号店オープン
平成 21 年 9 月	大阪府門真市にて、フィットネス型デイサービス樹楽 1 号店オープン
平成 21 年 12 月	樹楽のフランチャイズ事業を開始
平成 22 年 12 月	東京都練馬区にて、樹楽 F C 1 号店オープン

3. 会社組織図

2012年10月31日現在



4. 役員一覧

2012年10月31日現在

代表取締役社長	原	田	健	一
取締役	田		代	亨
取締役	豊		浦	淳
取締役	菊	地	潤	也
監査役	正	房	紀	史

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

(決算報告書別紙添付)

6. 売上・出店状況：加盟店・直営店別

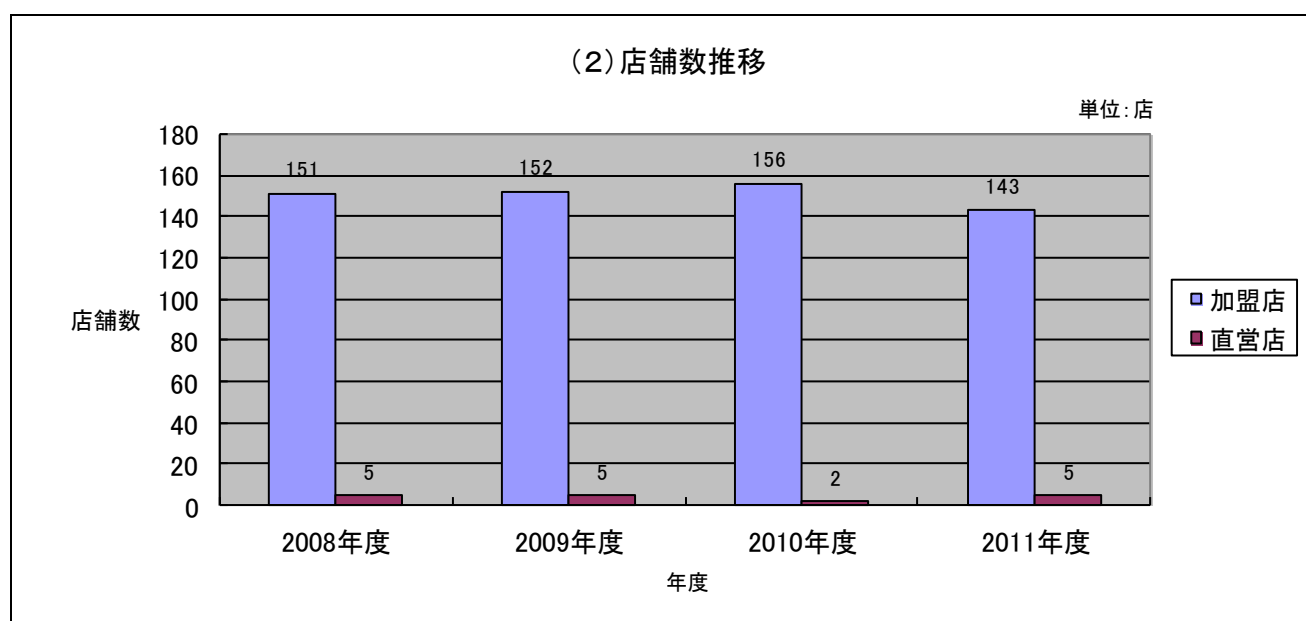
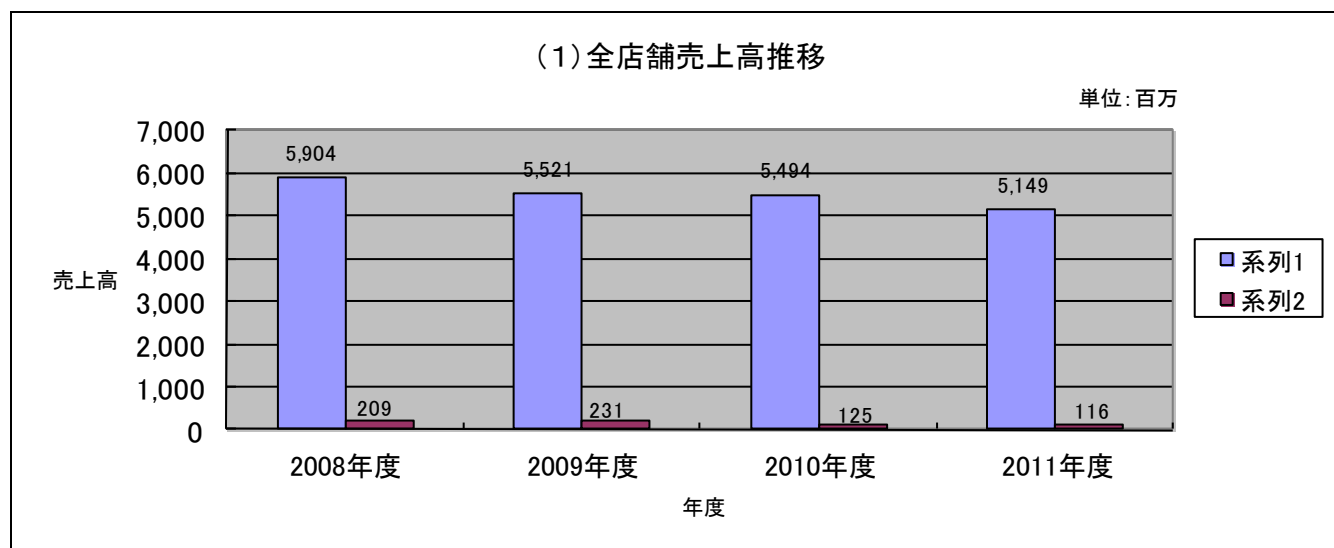
(1) 全店舗売上高推移

	加盟店	直営店
2008年度	5,904	209
2009年度	5,521	231
2010年度	5,494	125
2011年度	5,149	116

(2) 店舗数推移

	加盟店	直営店
2008年度	151	5
2009年度	152	5
2010年度	156	2
2011年度	143	5

注記：2010年度直営店減3店舗のうち、奈良店と岸和田店は、加盟者に譲渡しております。



7. 加盟者の店舗に関する事項

- ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2009年度	14
2010年度	18
2011年度	2

- ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2009年度	9
2010年度	4
2011年度	5

- ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2009年度	19	4
2010年度	37	10
2011年度	47	7

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2007年度	0	0
2008年度	0	0
2009年度	0	0
2010年度	1	0
2011年度	1	0

第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

「コミックバスターチェーン加盟契約書」

2. 売上・収益予測についての説明

売上高の予測は提示

(根拠は、店舗通行料・周囲の商圈人口・過去の実績等を計算した合理的なもの)

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法(金額は全て消費税込み)

- | | |
|-----------|--|
| (1) 加盟金 | 2,100,000 円 |
| (2) 保証金 | 1,000,000 円 |
| (3) 開業準備料 | 店舗面積 50 坪までは一律 525,000 円
50 坪超は 1 坪につき 10,500 円加算 |

② 性質

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 加盟金 | 開業前に開示するノウハウおよび営業許諾に対する対価 |
| (2) 保証金 | 商品売買の継続的取引にかかる保証金 |
| (3) 開業準備料 | 開業準備にかかる人件費、交通費等の諸経費 |

③ お支払いの時期

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 加盟金 | 加盟契約締結時 |
| (2) 保証金 | 開業準備契約締結時 |
| (3) 開業準備料 | 開業準備契約締結時 |

④ お支払いの方法

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 加盟金 | 本部指定の金融機関の口座に振込み |
| (2) 保証金 | 本部指定の金融機関の口座に振込み |
| (3) 開業準備料 | 本部指定の金融機関の口座に振込み |

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 加盟金 | 本部の責めに帰すべき事由により開業できない場合を除き、返還されない。 |
| (2) 保証金 | 加盟契約終了後、本部への債務精算後、全額返還される。 |
| (3) 開業準備料 | いかなる理由があっても返還されない。 |

4. オープンアカウント、売上金等の送金

該当なし

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

該当なし

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又はあっせんする商品の種類

(1) コミック (2) 陳列什器 (3) 座席ブース (4) 椅子類 (5) パソコン (6) POSレジ
(7) 雑誌書籍 (8) 販売促進用消耗品 (9) その他店舗で使用する消耗品等

② 商品等の供給条件

商品の仕入にあたっては、本部又は本部の指定する仕入先より、本部の指定する基準により行うものとする。

③ 配達日に関する事項

原則 F A X またはメールでの注文、発送日は本部より通知。コミック・雑誌は本部幹旋先より毎日配送を原則とする。

④ 仕入先の推奨制度

本事業の営業を行う上で、本部の定める品質・規格を守るため、原則として、加盟者は、本部が推奨する仕入先より商品を購入するものとする。なお、加盟者は、本部の推奨する仕入先以外から商品を購入する場合には、本部の承認を要する。

⑤発注方法

F A Xまたはメールにて発注

⑥売買代金の決済方法

本部の指定期日(20日締め)の翌月15日支払)に現金で本部指定口座に振込む。

⑦ 返品

不良品を除き、原則として、返品することはできない。

⑧ 在庫管理等

⑨ 販売方法

⑩ 商品の販売価格について

⑪ 許認可を要する商品の販売について

飲食物の提供については、飲食業許可に基づいて行う。

7. 経営の指導に関する事項

- ① 加盟に際しての研修等実施の有無
実施している。
- ② 加盟に際し行われる研修の内容
 - (1) 店舗運営全般
 - (2) 接客対応・店舗保全
 - (3) 飲食調理
 - (4) 計数管理・利益管理・コスト管理
 - (5) 接客対応・店舗保全チェック
 - (6) ランシステム・PC最適化保持※ 研修費等は無料(但し、交通費・宿泊費は自弁)
- ③ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数
定期的に本部スタッフが臨店して、店舗運営について指導を行う。
また、毎月、大阪と東京で加盟店研修会を行う。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

- ① 当該使用させる商標、商号その他の表示



コミックバスター

商	号	コミックバスター	ロゴマーク
商標登録番号		第4893658号	
商標登録番号		第4893657号	

- ② 当該表示の使用についての条件
上記の商標・サービスマークは、当該チェーン店の経営を目的とする以外に使用できない。
フランチャイズ契約が終了した場合は、直ちにこれらの商標・ロゴマークの使用を中止し、撤去ないし抹消しなければならない。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

開業日より5年

② 契約の更新の要件および手続き

契約満了90日前までに本部と加盟者双方とも契約更新について異議がない場合には、契約期間満了後2年延長され、以後も同様とする。

③ 契約解除の条件および手続き

- (1) 本部は、加盟者が加盟契約の条項に違反したとき、直ちに契約を解除することができる。
- (2) 加盟者は書面による90日前までの事前通告をもって、本契約を解除することができる。

④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等

加盟者は契約解除前に、本部に対する一切の債務を完済しなければならない。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ① お支払いいただく金銭の額または算定方法
 - (1) ロイヤリティ 毎月1日から末日までの売上高の3%

- ② 金銭の性質
 - (1) ノウハウの継続的使用の対価
 - (2) 継続的な経営指導および助言の対価
 - (3) コミックバスターチェーン全体のために行う広告宣伝その他販売促進活動に要する費用の一部負担金

- ③ 支払い時期
 - (1) 毎月20日に締切り、翌月15日までに支払う

- ④ 支払い方法
 - (1) 本部指定の銀行口座に振込み

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

原則として、年中無休 24 時間営業

12. テリトリー権の有無

原則として、店舗所在地の半径 500m 以内に同種の店舗の新規開業は認可しない。
その他は商圏内人口等を考慮し、店舗ごとに判断する。

13. 競業禁止義務の有無

加盟契約期間中はおよび加盟契約終了後 2 年間は、本部の書面による承諾なしに、加盟契約を締結した店舗以外で、本加盟契約と同一の業種の営業を行ってはならない。

14. 守秘義務の有無

加盟者は、コミックバスターチェーンのいかなるノウハウも第三者に漏洩してはならない。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

コミックバスターチェーンの店舗品質を維持するため、店舗の構造、内外装、設備、什器備品は、本部の仕様にしたがって工事、備え付けをする。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

本部および加盟者は、契約に違反して相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。又、加盟者が本部への債務の支払いを遅延した場合には、双方が協議の上一定の割合による遅延損害金を付加して支払う。

17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

加盟店が本事業によって、利益を受け、又は損失を被ることへの本部の加盟者に対する補償はない。

後記 1. 「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項 目	頁 数	確 認 年月日	確 認 印	
			説 明 者	加 盟 希 望 者
フランチャイズ契約のご案内				
コミックバスターへの加盟を希望される方へ				
第Ⅰ部 (株)アクロスとコミックバスターシステムについて				
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の 種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名 称及び事業の種類・所属団体・沿革等				
3. 会社組織図				
4. 役員の役職名及び氏名				
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書				
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)				
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加 盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店 舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加 盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店 舗数				
8. 訴訟の件数				
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明				
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法、② 性質、 ③ お支払いいただく時期、④ お支払いいただく方法、 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件				
4. オープンアカウント等の送金				
5. オープンアカウント等の与信利率				
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類、 ② 商品等の供給条件、③ 配送日・時間・回数に関する事項、 ④ 仕入先の推奨制度、⑤ 発注方法、 ⑥ 売買代金の決裁方法、⑦ 返品、 ⑧ 在庫管理等、⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について				
7. 経営の指導に関する事項				
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項				
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項				
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① ロイヤルティ、② その他徴収する金銭があれば記入				
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日				
12. テリトリー権の有無				
13. 競争禁止義務の有無				
14. 守秘義務の有無				
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務				

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など				
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等				
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書				

年 月 日

説明者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、
加盟希望者 _____ の理解をいただきました。

説明者 _____ 印

加盟希望者

私 _____ は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について
説明者 _____ より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名 _____ 印